

国海環第98号
令和2年12月18日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
田村 顕洋
(公印省略)

IBCコードの改正に伴う現存船の取扱い等について

令和3年1月1日(以下、「施行日」という。)に発効するIBCコードの改正に対応するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下、「施行令」という。)の一部を改正する政令(令和2年政令第245号。以下「改正政令」という。)が制定されました。当該改正政令を踏まえ、海洋汚染等防止証書の手換え、有害液体物質排出防止設備の操作手引書(以下、「P&Aマニュアル」という。)の確認等について、下記のとおり地方運輸局等に通達いたしましたので、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 現存船の区分及び取扱い

現存船の区分及び取扱いを以下1.1~1.3に定める。

1.1 新規適用船

新規適用船(これまで有害でない物質のみを輸送していたため有害液体物質ばら積み船に該当しなかったものの、改正政令により輸送する物質が新たに有害液体物質に該当することとなり、施行日から有害液体物質ばら積み船に該当することとなる船舶をいう。以下同じ。)については、有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止措置手引書に係る第1回定期検査を行うこと。

検査に合格した場合は、有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書に係る海洋汚染等防止証書を交付するとともに、海洋汚染等防止検査手帳を交付すること。

なお、既に海洋汚染等防止検査手帳を有している場合にあっては、当該海洋汚染等防止検査手帳に有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書に係る部分を追加する。



1.2 現存の有害液体物質ばら積船であって臨時検査を受けるもの（施行日前に定期検査又は中間検査を受ける有害液体物質ばら積船を含む。）

現存の有害液体物質ばら積船であって、改正政令により、これまで当該船舶において輸送が認められていた有害液体物質の汚染分類の格上げに伴い新たに設備の設置を行うものについては、臨時検査を受検させること。

既に設置されている設備について技術基準適合性を確認する場合にあっては、技術基準に適合していることが記載されている海洋汚染等防止検査手帳等の関係書類により確認して差し支えない。

また、P & A マニュアルの確認が必要となることから、2. に従い確認を行うこと。

海洋汚染等防止証書の手換えが必要となる場合にあっては、海洋汚染等防止証書の手換を申請させること。なお、施行日前に書き換える場合は3.2 に従って書き換えること。

1.3 現存の有害液体物質ばら積船であって臨時検査を受けないもの

現存の有害液体物質ばら積船のうち、改正政令により、これまで当該船舶において輸送が認められていた有害液体物質の汚染分類が格上げされ新たな設備の設置が求められるものであって、当該物質を海洋に一切の排出をしないことから新たな設備の設置を行わず臨時検査を受けないもの及び設備の技術基準に変更がなく又は技術基準が格下げされたことにより臨時検査を行う必要がないものについては、次の措置を行うこと。

1.3.1 海洋汚染等防止証書の手換えが必要となる場合は、海洋汚染等防止証書の手換を申請させること。なお、施行日前に書き換える場合は、3.2 の方法に従って書き換えること。

1.3.2 P & A マニュアルについては、検査の有無にかかわらず、当該マニュアルの表1に記載している汚染分類の変更等に伴い確認を行う必要があるため、2. に記載する方法に従い確認を行うこと。

2. P & A マニュアルの変更の確認について

2.1 P & A マニュアルの変更事項の確認時期等

P & A マニュアルについては改正政令に対応したものを船舶所有者の責任において作成し、施行日以後船舶に備えておくことが必要であるが、その変更事項の確認については施行日以後最初に行われる定期的検査時までに行うこと。

この場合、確認の方法は、「海洋汚染等防止法検査の方法（以下「検査の方法」という。）附属書〔3〕4 操作手引書の記載事項の変更取扱い」によることとし、事務処理の方法は「海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領（以下「検査事務取扱要領」という。）1.7 操作手引書」によること。

なお、国際航海に従事する船舶については、令和3年1月1日以降P & A マニュアルの標準様式が改正され、北西ヨーロッパ海域、バルティック海海域、西ヨーロッパ海域又はノルウェー海域を航行する船舶であって、特定残留性浮遊物質（別添1及び別添2においてP & A マニュアルに係る特別要件（16.2.7）の追加の記載がある物質）を輸送するものについては、当該物質の事前処理方法の記載を要することとなることに留意すること。

2.2 施行日前に変更事項の確認を行う場合

施行日前に変更事項の確認を希望する船舶所有者については、以下のとおり取り扱うこと。

2.2.1 船舶所有者に以下の書類を提出させること。

- (1) 検査事務取扱要領 1.7.5 に定める「設備の操作手引書変更事項確認願い（P & Aマニュアル）」
 - (2) 現に承認を受けているP & Aマニュアル（写しの提出として差し支えない。）
 - (3)① 改正政令に対応した「輸送することができる有害液体物質」一覧表（2部、ただし、変更があるページのみで可。）又は、
 - ② 改正政令に対応した「輸送することができる有害液体物質」一覧表を含むP & Aマニュアル（以下、「新P & Aマニュアル」という。）（2部）
 - (4) 海洋汚染等防止証書（写しの提出として差し支えない。）
 - (5) 海洋汚染等防止検査手帳（写しの提出として差し支えない。）
 - (6) その他必要資料
- 2.2.2 確認の方法は、「検査の方法附属書〔3〕4操作手引書の記載事項の変更取扱い」によること。
- 2.2.3 確認の結果、基準に適合している場合は以下のとおり事務処理を行うこと。
- (1) 2.2.1(3)①の一覧表のみが提出された場合
 - ① 現に承認を受けているP & Aマニュアルの船名等要目が記載された表紙部のコピーを作成し、余白部に「別冊」及び「この一覧表は、令和3年1月1日以降有効である。」旨記載するとともに、検査事務取扱要領 1.7.4(2)に従い事務処理を行う。その後 2.2.1(3)①の一覧表と綴じ合わせる。
 - ② 2.2.1(3)①に対応する現に承認を受けているP & Aマニュアル中の一覧表余白部に「この一覧表は、令和2年12月31日まで有効である。」旨の記載を行い、検査事務取扱要領 1.7.4(2)に準じた事務処理を行う。
 - ③ 海洋汚染等防止検査手帳(4)(iii)(a)(ト)「有害液体物質排出防止設備の操作手引書」欄に「〇〇年〇〇月〇〇日 ●●運輸局において一部変更」と記載する等の事務処理を行う。
 - (2) 新P & Aマニュアルが提出された場合
 - ① 新P & Aマニュアルの表紙余白部に「この操作手引書は、令和3年1月1日以降有効である。」旨記載するとともに、検査事務取扱要領 1.7.3により事務処理を行う。
 - ② 現に承認を受けているP & Aマニュアルについては、表紙余白部に「この操作手引書は、令和2年12月31日まで有効である。」旨の記載を行い、検査事務取扱要領 1.7.4(2)に準じた事務処理を行う。
 - ③ 海洋汚染等防止検査手帳(4)(iii)(a)(ト)「有害液体物質排出防止設備の操作手引書」欄に「〇〇年〇〇月〇〇日 ●●運輸局において検査済み（令和3年1月1日以降有効）」と記載する等の事務処理を行う。
- 2.2.4 海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳と共に、3.において事務処理を行った書類を船舶所有者へ返却すること。

2.3 手数料について

これらの取扱いに関するP & Aマニュアルの確認については、法的根拠がないため手数料を徴収しないこと。

3. 海洋汚染等防止証書の交付又は施行日前の書換えについて

海洋汚染等防止証書の交付又は施行日前に書換えを行う場合にあつては、以下の方法により行うこと。

3.1 新規適用船の第1回定期検査後に交付する場合

海洋汚染等防止証書の有効期間は、通常の第1回定期検査と同様、検査に合格した日（交付した日）から起算すること。

3.2 施行日前に書換えを行う場合

海洋汚染等防止証書の条件欄の書換えを行う場合には、条件欄に令和2年12月31日以前の条件と令和3年1月1日以後の条件を併記したものを交付すること。

例：有害液体物質として一の物質のみを輸送する場合

| 条件 |
|--|
| 令和2年12月31日以前は、 ペテロタラム以外の有害液体物質をばら積みの貨物として輸送することを禁止する。 |
| 令和3年1月1日以後は、 パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超え五重量パーセント以下のものに限る。）以外の有害液体物質をばら積みの貨物として輸送することを禁止する。 |

以上

(参考)

I B Cコード改正に伴うP & Aマニュアルの取扱いに係る通達を定めた背景

I B Cコードの改正（決議MEPC.318(74)）により、X類物質、Y類物質、Z類物質、有害でない物質がそれぞれ追加・変更されたことを受け、我が国において当該内容を規定している海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号。以下「施行令」といいます。）の別表第1（有害液体物質）及び別表第1の2（有害でない物質）の改正（令和2年政令第245号）が行われ、令和3年1月1日に施行される予定となっております。

この改正においては、別添1に示す物質の汚染分類が次のとおり変更されました。

| | |
|---------------|-----------------|
| 汚染分類が格上げされる物質 | 4物質（Y類→X類） |
| | 6物質（Z類→Y類） |
| 汚染分類が格下げされる物質 | 5物質（X類→Y類） |
| | 1物質（Y類→Z類） |
| | 2物質（Z類→有害でない物質） |

また、P & Aマニュアルで担保する必要がある特別要件（北西ヨーロッパ海域、バルティック海海域、西ヨーロッパ海域又はノルウェー海域を航行する船舶について、特定残留性浮遊物質に係る洗浄方法の記載を要する物質を定めるもの）が、別添2に示す物質に対して追加されました。

1. 有害液体物質の排出に関する設備等について

汚染分類の格上げがあった物質を輸送する船舶は令和3年1月1日までに、事前処理の方法に応じて、新たな有害液体排出防止設備を設置する場合には臨時検査を受検する必要があります。

2. P & Aマニュアルについて

汚染分類の変更、特別要件の追加によりP & Aマニュアルについては、

- ① 「輸送することができる有害液体物質」一覧表の変更が必要。
- ② 国際航海に従事する船舶のうち特定の海域を航行する船舶であって、特定残留性浮遊物質を輸送する船舶については特別要件の記載が必要。
- ③ 排出規制については施行日から改正後の規制が適用されるため、施行日までに船舶所有者は①の一覧表を改正後の施行令に対応したものに変更することが必要。

今回のI B Cコードの改正により、有害液体物質排出防止設備が変更となる船舶については設備変更時にP & Aマニュアルの一部内容変更を行い、それ以外の船舶については施行日以後最初に行われる定期的検査時まで確認することといたします。

なお、その間は改正された施行令に対応したP & Aマニュアルを船舶所有者の責任において作成し、施行日以後船舶に備えさせるものといたします。

また、施行日前においても確認を受けたいとの要望に対応するため、施行日前においても確認が行えるよう、その取扱いも併せて決めました。